平成２２年（フ）第６９４号
千葉県野田市中根18番地の３　ロータリーパレス野田202号
債務者　持丸　　薫
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７５０号
千葉県柏市高柳421番地
債務者　櫻井　　均
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９８号
佐賀県唐津市唐房１丁目4691番地
債務者　井上　万里
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第１２４９号
兵庫県三木市志染町中自由が丘２丁目77番地、従前の住所兵庫県明石市中朝霧丘１番７号アルファステイツ朝霧丘105号
債務者　坂手　史佳（旧姓阪本）
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２６２号
神戸市北区緑町８丁目１番７―701号
債務者　島村さち代
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５７号
兵庫県たつの市揖西町小神22―14、旧住所兵庫県宍粟市山崎町御名298番地５、住民票上の住所兵庫県宍粟市山崎町御名356番地
債務者　仲川　玉紀
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第１６９号
山口市赤妻町３番４号　山本ハイツＦ
債務者　三隅みのり
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８０号
山口県防府市佐波２丁目２番13号
債務者　川崎　靖夫
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８１号
山口市吉敷佐畑４丁目９番１号
債務者　竹田　肖美
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８３号
山口県防府市大字台道280番地
債務者　吉武　昌喜
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９４号
山口市小郡下郷1277番地３　メゾン小郡Ⅲ―101
債務者　坂田　直子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５２１号
奈良市四条大路４丁目１番23―２号
債務者　齊藤　勝美
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４８７号
青森市新城字平岡166番地４号、住民票上の住所青森市中央１丁目27番13号
債務者　立花　建一
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５８４号
埼玉県川口市芝西１丁目７番16号　パレスシバニシ301号
債務者　江袋　和紀
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０２号
新潟県柏崎市米山台３丁目７番23―107号　バウハウス
債務者　小林　トミ
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２１１号
新潟県長岡市与板町城山１丁目２番29号
債務者　高木　祥生
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２３１２号
名古屋市北区如意３丁目49番地の１　アンヒルズ203号
債務者　吉田　賢司
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部